

総務企業委員会会議録

- 1 日 時 平成26年3月14日（金曜日）
午前9時30分～午後2時22分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 河本芳久 委員長 山中佳子 副委員長
竹岡昌治 委員 秋山哲朗 委員（議長）
村上健二 委員 西岡 晃 委員
三好睦子 委員 高木法生 委員
馬屋原 眞一 委員 坪井康男 委員
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田 淳 司 議会事務局長 岡崎 基 代 議会事務局補佐
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
林 繁 美 副 市 長 高橋 睦 夫 病院事業管理者
波佐間 敏 総 務 部 長 大野 義 昭 総務部総務課長
白井 栄 次 総務部財政課長 細田 清 治 総務部税務課長
篠田 洋 司 市長統合戦略局長 古屋 壮 之 市長統合戦略局政策戦略課長
田 辺 剛 総合政策部長 佐々木 昭 治 総合政策部企画政策課長
松野 哲 治 上下水道事業局長 三戸 昌 子 上下水道事業局管理業務課長
矢田部 繁 範 上下水道事業局施設課長 倉重 郁 二 美東総合支所長
奥田 源 良 秋芳総合支所長 金子 彰 病院事業局管理部長
千々松 雅 幸 病院事業局管理部経営管理課長 岡崎 輝 義 市立病院事務部事務長
池田 正 義 美東病院事務部事務長 久保 毅 会計管理者
小田 正 幸 監査事務局長

午前9時30分開会

○委員長（河本芳久君） 皆さんおはようございます。ただいまより、総務企業委員会を開会いたします。それでは、先の本会議におきまして、本委員会に付託をされました市長提出議案14件につきまして、審査したいと思いますので、御協力よろしくをお願いいたします。議長報告等はありませんか。

○議長（秋山哲朗君） 特にありません。よろしく申し上げます。

○委員長（河本芳久君） 各委員、報告等ありませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 執行部、何か。はい、波佐間総務部長。

○総務部長（波佐間 敏君） おはようございます。それでは、今朝2時06分頃に発生しました、地震の状況等について、御報告いたしたいと思えます。

皆さん御承知と思えますけれど、本日2時06分頃に伊予灘沖、報道では愛媛県沖と報道しているようすけれど、マグニチュード6.1、震度5強の地震が発生しております。山口県内におきましても、震度5弱、震度4、震度3という被害、震度状況でありまして、当美祢市におきましては、震度3という状況でございます。

被害状況につきましては、市民の方からの電話等も、一件も現在のところ起こっておりません。消防への救急要請も、特にありません。警察のほうにも、特にそういう被害に関わる電話等は、なかったというふうに伺っております。ライフラインにつきましても、特に被害の報告は受けておりません。信号等も、きちんと作動しておりますし、交通情勢につきましても、異常はなかったというところでありませぬ。県におきましては、2時07分に災害対策本部を設置されましたけれど、当美祢市におきましては、震度3ですので、第一警戒体制を敷いております。県のほうにおきましては、先ほど9時10分に、災害対策本部を解除いたしまして、第二警戒体制のほうに移行しております。当市におきましては、公共施設等のパトロールを行いまして、被害状況を把握に努めておりますけれど、現在のところ被害の報告は受けておりませぬ。県のほうからの要請がありまして、危険ため池のパトロールを、緊急にやりたいということで、現在、ため池の状況確認を行っているところでありませぬ。市民の皆さんにおきましても、何か異常がありましたら、市役所本庁並びに総合支所のほうに、各出張所等に、連絡いただければ対応したいと思いますの

で、よろしくお願ひいたします。

以上、本日起きました地震についての報告です。

○委員長（河本芳久君） ありがとうございます。今朝ほどの地震に対する報告でございましたが、委員の皆さんよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、議案第7号平成25年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、千々松経営管理課長。

○病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） それでは、議案第7号平成25年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）について、御説明をさせていただきます。白い背表紙の補正予算書と、概要説明資料を用いて、説明させていただきたいと思います。

今回の予算の補正は、業務予定量等の決算見込みによる調整を行い、収入と支出の減額補正を行うものであります。また、病院事業の資産購入にかかる支出を減額するとともに、これに充てる財源の減額を行うものであります。

それでは、はじめに予算書第2条に規定する業務予定量の補正について、御説明いたします。補正予算書1ページをお開きいただき、（2）一日平均患者利用者数の項目をご覧ください。まず、美祢市立病院ですが、入院患者数の1日平均131.3人を119.2人に、外来患者数の1日平均185.7人を180.8人に、透析の1日平均14.4人を15.7人に補正するものであります。

次に美祢市立美東病院については、入院患者数の1日平均を95.0人から85.2人に、外来の1日平均157.2人を135.8人に補正するものであります。

次に、グリーンヒル美祢についてですが、入所者数の1日平均を65人から65.3人に、短期入所者数の1日平均を3.5人から3.3人に、そして通所者数の1日平均を19人から19.3人に補正するものであります。そして、訪問看護ステーションについては、訪問者数の1日平均を、20人から18.8人に補正するものであります。

続いて、予算第3条に規定する病院事業等の収益的予算の補正について御説明をいたします。2ページをお開きください。収入につきましては、業務予定量の変更

に伴い、第1款の病院事業収益を3億5,759万3,000円減額し、第2款介護老人保健施設事業収益を39万1,000円、第3款訪問看護事業収益を54万円それぞれ増額するもので、この結果、収入合計を36億8,493万5,000円とするものであります。

続いて、支出について御説明いたします。支出については、各事業におきまして決算見込みに基づき調整を行い、第1款の病院事業費用を8,127万円、第2款の介護老人保健施設事業費用を186万9,000円それぞれ減額し、第3款訪問看護事業費用を414万9,000円増額し、この結果、支出合計を39億4,714万4,000円とするものであります。

次に、予算第4条に規定する病院事業等の資本的予算の補正について、御説明いたします。3ページをお開きください。収入については、第1款病院事業資本的収入については、資産購入の財源としての企業債を2億750万円減額し、収入合計を5億5,430万1,000円とするものであります。

支出については、第1款の病院事業資本的支出を入札減により2億1,137万2,000円減額し、支出合計を6億6,985万円とするものであります。これは、美祢市立病院におきます、電子カルテの導入におきまして、約2億6,000万円の入札減等による不要額が生じたことによるものであります。

以上の補正予算に基づく平成25年度の予定損益計算書ですが、概要説明資料になります。9ページをお開き願います。まず、美祢市立病院につきましては、下から3行目ではありますが、当年度純損失として、1億5,135万6,000円を計上するものであります。

次に、市立美東病院については、11ページをお開き願います。下から3行目、当年度純損失として、1億1,723万円を計上するものであります。

次に、グリーンヒル美祢については13ページをお開き願います。同じく下から3行目、当年度純利益として、379万3,000円を計上するものであります。

最後に訪問看護ステーションにつきましては、15ページをお開き願います。下から3行目、当年度純利益として、135万円を計上するものであります。美祢市病院等事業全体につきましては、7ページ、8ページをお開き願います。8ページの下から3行目、当年度の純損失は、2億6,344万3,000円を計上する見込みであります。

以上をもちまして、議案第7号平成25年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）に関する説明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 病院医業収益のところでは収入減がありますけど、これは診療報酬が下がったっていうのがあるんでしょうか。軽度の患者さんは3カ月過ぎたら、おれないとかいうのも聞きましたけど、それについて、診療報酬も国の政策で変わっているように思いますけれども、そういった面が影響しているのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（河本芳久君） はい、千々松経営管理課長。

○病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 三好委員の御質問にお答えいたします。収入減に理由につきましては、さきの本会議におきまして、部長の方から説明を申し上げましたとおりでございますが、美祢市立病院におきましては、内科の常勤医師が減ったことによるもの、また、患者さんの平均在院日数が延びておりますので、その関係で、今まで診療報酬の加算が取れていたものが、一部取れなくなって、その結果、診療単価が下がって、その入院収益の減に繋がっているというものがああります。

それから、美東病院におきましては、医師の数は、年度内では若干の増減はあるんですけど、基本的には変わっておりません。ただ、2名の医師が、24年度と比べて交代しておりますので、患者満足度調査におきましても、医師が交代することに対しての不安の声といったものが寄せられております。

こういったことがありまして、患者数の減と、ひいては収益の減につながっているというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） いいですか。その他意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、議案第7号平成25年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり

り可決されました。

次に、議案第8号平成25年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） では、議案第8号平成25年度美祢市公共下水道事業会計補正予算(第1号)の御説明を申し上げます。背表紙のない、薄い補正予算書でございます。御用意ください。

このたびの補正は、決算見込みによる補正でございます。4ページからの予算実施計画書をお開きください。

まず、上の欄、収益的収入及び支出でございます。収入でございますが、下水道事業収益第2項営業外収益の他会計補助金、一般会計補助金を930万6,000円減額しております。下水道事業収益の既決予定額は4億6,237万9,000円でしたが、この減額により収入合計額は4億5,307万3,000円になりました。

次に、支出でございますが、下水道事業費第1項営業費用を930万6,000円減額しております。下水道事業費用は、既決予定額4億4,986万8,000円でしたが、この補正により、支出合計額は4億4,056万2,000円になりました。内訳は、決算見込みによる減額でございます。5ページをご覧くださいませ。2目処理場費のうち、薬品費を60万4,000円減額、委託料は浄化センター業務委託料の入札残を736万円、それぞれ減額するものでございます。

次に、3目総係費の委託料では、新公営企業会計基準移行支援業務委託料の入札残を134万2,000円減額補正するものでございます。

次に、下の欄、資本的収支でございます。収入支出とも、国庫補助事業の事業費確定による減額補正でございます。資本的収入は、既決予定額3億2,059万5,000円から710万円を補正減し、計を3億1,349万5,000円とするものでございます。内訳は、企業債を250万円減額、国庫補助金を460万円減額するものでございます。

支出でございますが、5ページ下の2行をご覧ください。建設改良費の委託料の処理場等長寿命化計画策定支援業務委託料を429万8,000円、日永準幹線敷設工事請負費を500万円、合計929万8,000円減額し、予定額を4億7,

440万5,000円に改めるものでございます。補正の内訳は、以上でございますが、補正予算書2ページをお開きください。一番上の、第3条資本的収入及び支出でございますが、補てん財源の説明でございます。収入が支出に不足する額をどこから出すかを説明する補てん財源説明でございます。かっこ書きの中の補てん財源を改めるものでございます。この補正の結果、資本的支出が資本的収入に不足する額1億6,310万8,000円を1億6,091万円に改め、当年度分消費税及び地方消費税収支調整額不足額308万9,000円を313万3,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金3,855万5,000円を5,393万円に改め、及び当年度分損益勘定留保資金1億2,764万2,000円を1億1,029万3,000円に改め、補てんするものいたしました。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、馬屋原委員。

○委員（馬屋原眞一君） 質疑というより、今の説明はですね、資料では331万3,000円になってます。説明は13万といわれたと思いますが。訂正したほうが議事録いいと思いますが。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。（発言する者あり）はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 失礼いたしました。訂正をいたします。当年度分消費税及び地方消費税収支調整額不足額308万9,000円を331万3,000円に改めるものでございます。失礼いたしました。

○委員長（河本芳久君） それではよろしいですか。そのほか質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは本案に対する御意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） これより議案第8号平成25年度美祢市公共下水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり

り可決されました。

次に、議案第20号美祢市公共施設あり方検討委員会条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、古屋政策戦略課長。

○市長統合戦略局政策戦略課長（古屋壮之君） それでは、美祢市公共施設あり方検討委員会条例の制定についてでございます。議案書の20-1から20-2ページをお開き願います。現在、公共施設の老朽化につきましては、全国的な問題となっております。本美祢市におきましても、老朽化した公共施設を多数所有しております。近い将来、大規模改修や施設自体の建て替えなどといった対応に迫られることが予測されるところでございます。今後におきましては、少子高齢化の進行や、市民ニーズの多様化など社会環境の大きな変化に対応するとともに、将来にわたりまして、持続可能な公共施設の適正規模・適正配置の実現に向けました検討を進めていくため、今回、学識経験者・関係団体の代表者及び市職員によります委員構成によりまして、本検討委員会を組織し、美祢市における公共施設の現状報告書、また、美祢市公共施設整備計画案の策定等に関しまして、市長からの諮問に応ずるため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして、美祢市公共施設あり方検討委員会を設置するため、制定するものでございます。なお、本条例につきましては、本年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 将来にわたって、公共施設をきちんと維持管理していく、大変重要なテーマだと思います。それで、これを見ますと、26年4月1日から施行するとなっておりますが、そして委員は20人以内で構成するとなっておりますが、学識経験者は、どういう方が、どのくらい参加されるのでしょうか。やっぱり、この道の権威の参加っていうのは大変大事だろうと思うんで、どういう方が参加をされるのか、もう既に、来月まもなくスタートするはずなんで、決まっておれば、ちょっと紹介していただけないか。

○委員長（河本芳久君） はい、古屋政策戦略課長。

○市長統合戦略局政策戦略課長（古屋壮之君） 坪井委員の御質問のお答えしたいと思っております。現在、この学識経験者につきましては、地域振興の観点、また施設自体の評価なり、建築学の観点から、山口大学の方からの御参画を予定しております。

現在、参画していただく学者の方につきましては、山口大学と現在調整中でございますので、早い時期に委員として参画される方を決定したいと思っております。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第20号美祢市公共施設あり方検討委員会条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号美祢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） それでは御説明を申し上げます。議案第21号は美祢市一般職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。議案書は21-1ページ、資料が1ページになります。このたびの改正は、平成18年に実施された給与構造改革により、給料額が平均4.8%引き下げられた際、激減緩和措置といたしまして、現給保障制度が設けられました。この保障を平成26年3月31日をもって、廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんですか。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） この中身がよくわからないのです。言葉はわかりますけれども、何で平成18年って、今から8年前に決まった、設けられた、現給保障制度っていうのは一体いかなるもので、何で今頃こんなのを廃止するのかって、全然意味がわかりませんので、わかりやすく言ってください。お願いします。

○委員長（河本芳久君） はい、大野総務課長

○総務部総務課長（大野義昭君） 坪井委員の御質問にお答えいたします。まず、平

成17年に国の人事院勧告というものがございました。その人事院勧告におきまして、まず国の公務員なんですけれども、地方に働く公務員に関しましては、地場の給与水準に比べて、国家公務員の方が高い、そういった指摘が出されております。それを、地域の給与水準に合わず勧告が出されております。それが、平均で4.8パーセント引き下げる勧告でございました。俗に当時は地域給というふうに言われておりましたけれど、そういった給与体系に改める勧告がなされております。

その際、やはり、かなり給与が一気に下げられると、やはり職員にとって、生活設計なり、極端に崩れたりします。そういった意味で、実施されるのは平成18年の4月1日ですけど、一応平成18年3月31日の給与額、これは当面補償しましょう。実際の給与は引き下げられますけれども、その間差額に関しましては、現給保障という形で支給します。そういった内容の勧告でございました。

そして国において、今度は6年経過した段階で、現給保障っていうのは今なお残っていること自体が、地域の給与と比べて、まだ高い水準にあるので、現給保障を廃止するというのが、国においては平成24年4月1日、24年4月1日におきまして、補償額の半分を減額する。当面半分の減額する内容でございました。そして、25年の4月1日より全廃されております。

やはり、今現、美祢市におきましても現給保障制度8年間続いております。この8年間の間に、かなり補償される対象人数、あるいは現給保障の役割が終わったというふうに判断いたしまして、この4月1日から全廃する、そういった方針でございます。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） なおよくわかりません。みやすく言いますと、17年に人事院勧告で4.8パーセント、公務員の給与を下げなさいよと言われたけど、下げんやったと。下げんままでずっときとったと。ずっときとるのをやめて、下げるといふ意味ですか。なんだかよくわかりません。もうちょっとわかりやすく言ってください。わからない。本当にわからない。よろしく。

○委員長（河本芳久君） はい、大野総務課長

○総務部総務課長（大野義昭君） まず、簡単に言いますと、平成18年の3月31日の給与額が、例えば30万円あったといたします。その30万円という金額が、地場のその人の年齢なり、職務なり、その人に応じて民間の給与と比較すると、例

えば10万円多かったとします。地場の平均単価、その人の年齢なり、その人の責任度合いの仕事でいけば、本来その地域でいけば20万円ですよ。

でも、それを一気にやると、その職員が10万円一気に下がられると、生活が困難になります。だから、当面実際の給与は20万円ですけど、本来今もらっている10万円に関しては現給保障として、とりあえず支給しましょうと。

その間、その人自身年齢なり、職務が上がっていけば、給与が段々上がっていきます。例えば1年俵に1万円上がったとします。そしたらその人の給与は1万円になります。そしたら、元の給与は30万円ですから、今補償額が10万円であったのが、9万円に目減りします。それが、国においては6年経過したから、その間差額、目減りがほとんど影響ない額にきていると判断して、廃止の勧告が出されております。

だから、美祿市におきましても、そういった形で8年経過しておりますから、その人の間差額がほとんど少なくなっておりますので、国の指導もありまして、廃止するといったことになります。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 皆さんと違って頭が悪いものですから、もっとみやすく表現してもらえませんか。要すれば、人事院勧告に従えば、地方公務員の給与も4.8パーセント下げなさいよと言われたんでしょ。だけど、それは実質的には下げなかったって言うんでしょ。結局どうするんですか。もっと、別の言葉で言ってください。いろいろごちゃごちゃ説明されるけど、全体の意味がわからないんですよ。下げろと言われたけど、それに従わなかったと。（発言するものあり）下げたんですか。もう少し別の言葉でみやすく言ってください。

なんで、こんなことを聞くかといいますと、今度17日に一般質問するんですよ。去年の国の5.何パーセント下げろと言ってきたことに対して、下げないと。それはそれで結構なんですけれど、じゃあ、その時に地場の給与と比べてどうですかっていうのを説明したんですよ。だから、それとの関連で、どうもこれ理解不能です。もう一遍やさしく、じゃあ総務部長言ってください。

○委員長（河本芳久君） はい、波佐間総務部長

○総務部長（波佐間 敏君） この給与の削減措置、給与表の変更を平成18年度に行ったわけですけども、これはいわゆる給与構造改革と言われておりますが、平

均4.8パーセント引き下げられております。

美祿市におきましても、給与条例そのものにつきましては、平均4.8パーセント引き下げられた給与表に改めております。条例の附則において、現給保障制度のことがうたわれておりますので、その附則の中の条項を平成26年3月31日までの間ということで、廃止という条文にするわけで、給与体系そのものについては、減額をしております。

しかしながら、先ほど課長が申しましたように、現給保障制度っていうのが、いわゆる不利益不遡及という原則がございます。給与を支給されている部分につきまして、過去にさかのぼって本人に不利益になるようなことは行わないという原則がありますので、（発言するものあり）簡単に申します。間差額、現給保障制度によって保障されていた金額が、職責、役職が上がって給与が上がる、年度昇給があるということで、通常は間差が数年で、平成18年3月31日に支給された金額を超えていくのが通常でありますけれども、当市におきましては、役職の関係でまだ給与構造改革による間差を埋めることのできない職員が数名おりますが、この制度を持って、廃止することを持って、その役割を終えたいということでございます。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 何かわかったような、わからんような、すみません。ものすごく中途半端ですからね。私が聞きたいのは、その平成18年度に出た人事院勧告、4.8パーセント減というのは、結局実質的には履行されなかったのか。無視されて、何か世の中の変わり具合を見て、結局何もしなかったのかどうなのかっていうことを聞いてるんですよ。なんか、世の中変わったから、昔にさかのぼってああじゃこうじゃすることはせんと。それはまあわかるんですけど。なんか実質的なことがよくわからないんですよ。

くどいけれど、一般質問、去年しましたよね。あの時に、それこそあれは一時的に東日本大震災で捻出するために、地方公務員の給与も、国家公務員に準じて5パーセント下げてくださいねと、暫定的に。でもそれは従わんっていうんですから、なんか美祿市は、都合のいい部分だけ都合よくあれして、なんか国の大きな流れに従ってないような気がしてしょうがないから問うんですよ。だから、どうも手前勝手じゃないんですか。私がこういう言い方をすると、議長さんはあなたの言い方は物言いがきついつて言って、今朝も批判されたけれども、そうじゃないんです。も

っと難しい言葉で、ああじゃこうじゃ言わんで、そういう大きな流れに従ったのか、従ってないのか、そういうことを実際的にどうかっていうことを言ってください。

○委員長（河本芳久君） はい、波佐間総務部長

○総務部長（波佐間 敏君） 先ほど、総務課長が申しましたように、平成17年度の人事院勧告に従って給与体系を見直し、現給保障制度も行ってきた次第で、人事院勧告に準じた施行でございます。（発言するものあり）給与体系、給与表そのものも条例を改正し、人事院勧告に準じております。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今の説明を聞きますと、給与体系表は4.8パーセント下げましたと。下げたけれど、現給保障制度で下げない前の状態を維持してきましたと。その状態を維持してきたやつを、今度26年にやめると。そういうふう聞こえるんですよ。そんなら結局、現給保障で下げてなかったということじゃないですか。そこがわからないんです。今の私の質問にわかるように教えてください。他の人はわかっているからいいかもしれんけど。

○委員長（河本芳久君） はい、波佐間総務部長

○総務部長（波佐間 敏君） 先ほど申しましたように、給与表の見直しも、人事院勧告に準じ、人事院勧告の指導のとおり、現給保障も行っております。

対象者が経年に、徐々に減ってきておりました、職責等も上がっていけば、当然その間差も減ってきておりますし、退職者も出ておりますので、対象者がぐっと減ってきております。その都度、職員にとりましては、平成18年の3月31日に支給を受けていた給与表をずっと維持して支給を受けていた。給与ベースは上がっていきますけれども、現給保障の額は徐々に減ってきておりますけれども、過去に受けていた給与までは到達していないので、現給保障の額がいくらかは残って、従前支給を受けていた給与を、そのまま支給を継続していたという実態はありますので、今回その廃止をしたということでもあります。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 本当に私は頭が悪いから、本当にわかりません、ごめんなさね。現給保障制度って何かって。文字どおり言えば現在もらっている給与をそのまま差上げますよと。現在30万円を月にもらっているならば、世の中がどう変わ

ろうと変わるまいと保障しますよと。現にそのように支給されたんでしょ。現給保障っていうのは。国の方針に従って、4.8パーセントの給与水準は下がってるんじゃないですか。下がったにもかかわらず、現給保障だから、下がる前の30万でずっともらい続けてきたよって。そういう理解は違うんですか。

そう理解するとわからないんですよ、今あなたのおっしゃることが。実態的に減ったのか、どうなのか。そりゃあ例外的なことはあるんでしょけれども、私は大きなマクロ的なことを聞いてるんですよ。例外的なことじゃないんですよ。

○委員長（河本芳久君） はい、波佐間総務部長

○総務部長（波佐間 敏君） ただいま、坪井委員が言われましたように、従前支給を受けていた給与を、給与体系そのものが、その後の人事院勧告とかで、国の制度で変更になって、更に給与体系が下がった場合でも、従前の給与との間差を現給保障として支給しておりますので、委員が言われる考え方で正しいと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） そうしますとね、要するに全体として4.8パーセント下げたらいかがですかという人事院勧告があった。それに対して、4.8パーセント、下げたのか下げないのか、それを私が聞きたいんです。例外的なことは別ですよ。そりゃあでこぼこがあるから、下がった人、下らない人あるでしょうけれども、全体としてどうなったんですかということが知りたい。

○委員長（河本芳久君） はい、波佐間総務部長

○総務部長（波佐間 敏君） 職員の個々の受給から考えますと、下げてないという状況だと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） やっと基本的なことがわかりました。本当の質問はこれからなんです。それが、26年の4月1日に現給保障制度をやめたって言うんでしょ。それはどうなんですか。今度は基本の賃金体系に従って、下げますよっていうことですか。そういうこと。（発言するものあり）そうだったら最初からそのように説明してくださいよ。わからない。あなた方の言うことは（発言するものあり）下がってないの。ちょっと黙って下さいよ、今私は疑問を言ってるですから。答えてくださいって。どうなんですか。他の人は黙っておいてください。あなた方はわかっているかもしれんけど、わからんから聞いとるんだもん。

○委員長（河本芳久君） はい、波佐間総務部長

○総務部長（波佐間 敏君） 平成18年度の給与構造改革で、いわゆる現給保障制度の対象になった職員で、現在まで対象者が数名残っておりますが、この4月以降は現給保障制度を全廃するというので、今まで現給保障の対象となっていた当事者にとっては、給与は下がった状況で支給されるということになります。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 約2割くらいわかりました。結局その4.8パーセント、19年度から下げるということで、しくみはなっているわけですね。だけど、下げないわけですね、ずっと。それは全員に対してですよ。今のは波佐間部長の説明では、一部の人が基準から外れている人がいて、どうのこうのっていうそのところがわからないんですよ。

だから今はもう、何て言ったらいいんですかね。現給保障制度の対象になっている人が、今でも残っている人が若干いて、その人たちは保障制度が外れたから下がっちゃったよと。これはごく一部のものですよっていう説明ですよ。

今私が聞いているのは、年度中に19年度はどうだったか、20年度はどうだったか、21年はどうだったかっていうことを、あなたは中抜きでポンと8年後のあれを説明されるからわからないんですよ。途中はどんな推移をしていたのか。つまり、給与全体の水準です。総額で言ってください。総額の観念で。私のあれでは、平成18年度に総額は減ったと思っているんですよ。あるいは減るべきだという勧告であったと。それが結局どうなったんだと。そういう質問です。

○委員長（河本芳久君） 暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

.....

午前10時37分再開

○委員長（河本芳久君） それでは、委員会を再開いたします。先ほどの件について、執行部から説明を求めます。はい、波佐間総務部長

○総務部長（波佐間 敏君） それでは、先ほどの現給保障の条例改正について御説明いたします。平成17年度の人事院勧告に従いまして、美祿市の職員の給与条例の根拠におきましても、平均4.8パーセントの引き下げをおこなっております。ただし、附則におきまして、従前支給を受けていた給与を保障するということとい

たしており、職員個人にとりまして、現給保障の対象になっていた職員にとりましては、従前の給与を現時点まで。結果的には保障として、旧来どおりの給与を受け取っているというのが現在までの状況でありますので、その役目が終わったということで、今回廃止をするものであります。以上です。

○委員長（河本芳久君） その他、質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明の中で、対象となっていた職員っていうのが、この参考資料の中の1ページにありますけれども、継続採用職員っていうことなんですかね。

○委員長（河本芳久君） はい、波佐間総務部長。

○総務部長（波佐間 敏君） ただいまの三好委員の御質問ですけれども、条例の新旧対照表に掲げております附則の改正の、今回第5号ですけれども、これの表題として挙がっております継続採用職員の号給の切り替えに伴う経過措置、いわゆる継続採用職員が従前からいた職員のことには該当いたします。

平成18年、19年、合併前ですので、ちょっと対象職員は、把握できておりませんが、平成26年度仮に継続していた場合には、27名が現給保障の対象になる状況でありましたので、これを廃止することによって、その27名の職員は給与が実質的に引き下げになるという状況であります。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。その他ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） これより議案第21号美祢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） それでは、御説明を申し上げます。議案第22号

は美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてであります。議案書が22-1ページ、資料は2から3ページになります。これは、地方独立行政法人法の改正に伴い、一般地方行政独立法人の規定について、条数の変更が生じ、これを引用する美祢市職員の退職手当に関する条例について、所要の改正を行うものであります。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） これより議案第22号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号美祢市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 議案書28ページの1をお開きください。参考資料は15ページ、16ページでございます。議案第28号は美祢市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。この条例改正の趣旨を申し上げますと、現在美祢市には4カ所の農業集落排水施設が稼働しておりますが、条例上では、排水施設使用料の消費税の表示が大田農業集落排水施設使用料だけが税込み表示になっておりますので、ほかの施設と同じく税抜き表示にし、扱いを同一にするように改正するものでございます。以上でございます

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございますか。
はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） これは4地区あるんですけど、それぞれ負担金っていうんですか。負担金と使用料がそれぞれ違うようですけど、統一はできないんでしょう

か。お尋ねします。

○委員長（河本芳久君） はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 三好委員の御質問にお答えします。

美祢市には4施設ございまして、旧美祢市、秋芳町、美東町の条例のまま使用料をいただいている状況にあります。将来的には整備をし、統一料金に持っていくことを考えないといけないとは思っておりますけれども、現段階では今のまま当面、使用料は従来どおりということでございます。

○委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 美東の場合は、一世帯当たりのと、一人当たり、それぞれ他のと違いますけれども、使った水道料金と下水が跳ね返ってくるということで、美東の水道代が高いので、こうした農集の使用料にも跳ね返ってくるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（河本芳久君） はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 三好委員の御質問にお答えいたします。現在、料金体系が違いますけれども、美東の大田農集については、使用料に伴って料金が上がる、一般家庭においては使用料に伴って料金が上がるようにはなっていないんです。一人当たりいくらというふうに換算して、お支払いをいただいておりますので、現状のところ美東地区については、水道の使用料と比例はしておりません。

美祢市におきましても、水道が通っていないお宅がございましてけれども、そのお宅については人数でいただくようになっております。固定でございまして。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） それと違うことなんですけれども、この出た汚泥を肥料にしているってことなんですけれども、他の3地区も再利用されているのでしょうか。

○委員長（河本芳久君） はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 三好委員の御質問にお答えいたします。大田地区については、おっしゃいますとおり肥料になっています。秋芳地区についても汚泥を引き取ってもらい、肥料になっているようです。美祢地区につきま

しては、引き抜きまして、セメントの原料になっております。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第28号美祢市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成26年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、矢田部施設課長。

○上下水道事業局施設課長（矢田部繁範君） 議案第12号平成26年度環境衛生事業特別会計予算について御説明いたします。予算書404ページをお開きください。始めに歳出でございますが、1款の環境衛生事業費2,631万8,000円、前年比45万4,000円の減、その下の2款公債費110万円、前年比53万7,000円の減でございます。その下の予備費は前年度と同じく50万円でございます。

続きまして、408ページをお開きください。総務管理費、1の一般管理費が838万2,000円、前年比76万2,000円の減でございます。下の2項の維持管理費・1目の処理場管理費が1,793万6,000円、これは処理場及び管路維持費でございます。

続きまして、411ページをお開きください、主なものとして、管理委託料539万7,000円、漏水調査委託料63万7,000円、施設整備工事が229万2,000円を計上しております。その下の公債費ですが、前年比53万7,000円の減で、110万円でございます。

続きまして、歳入ですが、406ページをお開きください。1款の使用料及び手数料は、契約件数97件、有収水量6万6,500立米としていることから、前年比68万3,000円減の1,003万円、2款の分担金及び負担金は3万円、3

款の繰入金1,685万7,000円、前年比30万8,000円の減としております。4款の諸収入を含めまして、歳入合計2,791万8,000円を計上しております。以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 409ページの処理場の修繕料ってありますけど、この処理場に私行ってみたんですが、天井と処理場の中の通路ですかね、あの辺りがかなり悪かったんですけど、この中にその修理代が入っているのでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 矢田部施設課長。

○上下水道事業局施設課長（矢田部繁範君） ただいまの質問でございますけど、整備の中の草取りは、別で委託で出しております。（発言するものあり）費用については委託の中には入っておりません。もし悪ければ現地を見て（発言するものあり）処理場の中の施設の修繕料は、この中には含まれておりません。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） その他質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 1点ほどお尋ねしますが、公債費ですよね。恐らく28年度末でなくなるんじゃないかと思うんですが、ここ非常に施設が古いんですよね。それで前々から、親会計の水道の方で管理したらどうかというのをずっと言い続けてきたんですが、公債を完全に償還した後、この施設の改廃についてどのようにお考えか、ちょっとお伺いしたいと思うんですが。担当課長じゃ答えられないかもしれませんから、また後日教えていただければと思うんですね。

というのは、一般会計と観光会計からの繰り入れが半分あるわけですよね。その辺で、観光会計で出すというのも意味はわからんことはないんですが、その辺も含めて繰り入れ等の仕方について、検討していただきたいということでやめます。

○委員長（河本芳久君） はい、白井財政課長

○総務部財政課長（白井栄次君） ただいまの竹岡委員の御質問の中で、一般会計からの繰入金について、ちょっと触れられたかと思うんですけども、実は平成26年度からは一般会計からの繰入金も支出を致しておるところでございます。25年度まではございませんでした。今年度新たに繰入金として、予算を追加致しておるものでございます。

これにつきましては、昨年12月の竹岡委員の一般質問の中で、このコミプラについて、今後の繰入状況の見直しをということの中で、市長の方から観光部分については観光から、一般部分については一般会計からということで、役割分担といえますか、費用分担をして環境衛生特会を支えていく、というふうなひとつの方針が示されたところでございますけれども、その後、私ども財政課と総合観光部と協議していく中で、これの取り扱いについていかがすべきかということで、環境衛生特会の事業目的は衛生事業であり、その目的は自然観光保護である、その事業利用者の多くは観光客であり、その自治体をもって運営する観光事業特会は観光客になりかわって、自然環境保護に対する負担金を一定の割合で行うべきという結論に至ったところございまして、今回、一般会計と観光事業特会とで分担を定めたところでございます。以上でございます。（発言するものあり）

今年度につきましては、観光会計の方から591万円、特会の方に収入があるわけですが、この根拠についてなんですけれど、根拠について観光と私どもで協議をした中で、負担料の支出割合を全体と見た場合に、観光施設で35パーセント、それ以外は一般会計でということで、そういう役割分担をいたしまして、それで、平成24年度の実績を踏まえた際に、概ね1,500万円の年間で支出がございました。この1,500万円を35パーセントで算出いたしますと、およそ525万円という数字が発生をいたします。25年度の3洞の観光入洞数を見たときに、59万4,080人という数値でございまして、これに概ね10円をかければ594万800円ということになりまして、概ね観光入場者数にひとり当たり10円をかければ、概ねそれに近い数字になるということで、今回新たに26年度ですから、平成24年、前々年度の観光入洞者数に10円をかけた数字を観光特会の負担金にしようということで、ルールを定めて26年度におきましても、支出をいたしておるところでございます。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 今の下水処理場の負担割合について、説明がありました。ほかに質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 要望ですが、処理場が老朽化して、先ほども言いましたよう

に天井とか通路とか大変壊れているところもありましたので、補正とかでも、修理を要望いたします。

○委員長（河本芳久君） 今要望が1件ございました。そのほか御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それではこれよりを議案第12号平成26年度美祢市環境衛生事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成26年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、矢田部施設課長。

○上下水道事業局施設課長（矢田部繁範君） それでは、議案第14号平成26年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。予算書の430ページをお開きください。歳出ですが、1農業集落排水事業費を9,865万5,000円、前年比348万9,000円の増でございます。その下、公債費1億3,236万9,000円、前年比892万4,000円の減でございます。その下の予備費は前年と同額で30万円、合計で2億3,132万4,000円、前年比543万5,000円の減となりました。

434、435ページをお開きください。1目の一般管理費の中で、右側001一般職員人件費1,612万1,000円、その下の002一般管理業務225万2,000円、合計で1,837万3,000円、前年比26万円の増となりました。2目施設管理費維持管理事業は8,028万2,000円を計上しております。前年比322万9,000円の増となっております。これは管理委託料、道路整備工事委託料で薬品費と排水管路の道路補修の増でございます。

次ページをお開きください。436ページでございますが、2款公債費ですが、元金利子合わせまして、1億3,236万9,000円、前年比892万4,000円の減でございます。その下の予備費は30万円の前年比と同額でございます。

それでは、429ページにお戻りください。歳入総額ですが、大きく変わったと

ころはございません。3繰入金につきまして、前年比556万円の減としております。432、433ページをお開きください。手数料を前年比12万5,000円の増としております。3款の繰入金ですが、556万円の減でございます。

4の諸収入を100万円で、同額でございます。429ページもお戻りください。歳入総額を2億3,132万4,000円でございます。前年比543万5,000円の減としております。以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第14号平成26年度美祢市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成26年度美祢市水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 黒い背表紙の予算書と予算概要説明資料を御用意ください。議案第17号平成26年度美祢市水道事業会計予算の御説明を申し上げます。それでは、新年度予算の概要を申し上げます。予算書1ページをお開きくださいませ。第2条業務の予定量でございますが、上水・簡水合わせた給水戸数は、表の一番下でございます。1万432戸、年間総給水量は291万1,150立方メートルを予定しております。

次ページ、2ページをご覧ください。第3条収益的収入及び支出でございます。収入でございますが、収入では、上水道は2億6,658万9,000円、2款簡易水道は5億905万7,000円、合計で7億7,564万6,000円を計上しております。

次に、収益的支出でございます。1款上水道事業費は、2億8,540万3,0

000円、2款簡易水道事業費が4億834万7,000円、支出合計額が6億9,375万円でございます。

それでは、予算書3ページにお進みください。第4条資本的収入及び支出でございます。資本的収入の御説明をいたします。1款資本的収入でございますが、企業債、繰入金、負担金及び寄付金、国庫支出金、出資金を合わせまして、総額が2億4,153万5,000円を予定をしております。資本的支出でございますが、1款資本的支出・1項建設改良費2億7,676万6,000円、2項企業債償還金2億2,050万5,000円等、合計を5億727万1,000円を予定をしております。

一番上の行に戻られてください。この予算での補てん財源でございます。かつこ書きの中でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億6,573万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額728万5,000円、過年度分損益勘定留保資金2億4,641万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金1,203万9,000円で補てんするものとしております。予算の主な内容を申し上げますので、5ページの予算実施計画書をお開きください。上水道事業収益の内容を申し上げますと、営業収益は2億38万1,000円でございます。前年比5%増を見込んでおります。このうち、消費税は1,398万7,000円でございます。前年より460万円程度ふえる予定でございます。2項営業外収益でございますが、3目繰入金の3,493万5,000円のうち、簡易水道統合推進経費984万4,000円を計上をしております。これは、平成29年度からすべての簡易水道が上水道に統合されます。平成22年度末に簡易水道統合計画を総務省に提出しておりますので、上水道認可を以て、平成28年度まで国庫補助を受けることができます。平成27年、28年に国庫補助事業をするために、平成26年度に上水道の変更認可業務を進めたいと考えておりました。かかった費用の2分の1が繰入基準になることから、繰入額として計上しているものでございます。

次に、3目の長期前受金戻入をご覧ください。2,547万9,000円になりますが、この度の会計制度の変更による新設の科目でございます。各簡易水道も同様に長期前受金戻入の節を新設をしております。

次に、支出の説明の主なものをいたしますので、15ページ、16ページをお開

きください。15ページは、上水道事業費、3目総係費の13ページでございます。右ページの委託料の中ほどより少し下、委託料の欄がございますが、一番下に、上水道の変更認可設計業務1,968万9,000円を計上しております。先ほど繰入金のところの説明いたしました上水道に統合するための変更認可を準備する委託料でございます。

次に、簡易水道事業費でございます。17ページをお開きください。一番下です。美祢営業費用全体では1億2,828万2,000円を計上しております。前年に比べて、1,831万1,000円の増加でございます。この原因でございますが、21ページをお開きください。2目減価償却費の増加が原因でございます。7,346万6,000円と前年に比べ2,267万7,000円の増加でございます。この増加は会計基準の変更による増加でございます。計算替えをしたことにより減価償却がふえました。例として、美祢簡易水道を挙げましたけれども、各簡易水道同様に減価償却が増加しております。

次に、資本的収入及び支出の御説明をいたします。31ページ、32ページをお開きください。資本的収入の主なものでございます。1項企業債は7,240万円、これは、美東簡易水道水源増補改良事業、秋吉簡易水道軟水化事業等のための借り入れでございます。

次に、4項に国庫支出金3,767万円、5項出資金3,130万円を計上しておりますが、これは、上水道区域拡張事業に関するものでございます。

次ページ33ページをお開きください、支出の御説明をいたします。1項建設改良費の1目上水道配水設備改良費、34ページの中ほどにございますが、委託料に上水道区域拡張事業施設整備設計業務委託料を700万円、工事請負費に施設整備工事費を9,417万6,000円、付帯工事を300万円計上をしております。また、33ページ下にまいりまして、2目簡易水道配水施設改良費でございますが、34ページの一番下の委託料に、美東簡易水道水源増補を設計業務委託料を1,400万円、美東簡水水源増補と秋吉台上の配水池の用地測量の業務委託料を200万円計上しております。

35ページをお開きください。36ページの一番上の段でございます、秋吉台の台上貯水池測量調査設計業務委託料を1,044万2,000円、秋吉軟水化設計業務委託料を1,000万円計上をしております。

次ページをお開きください。1枚めくられまして、37ページをお開きください。平成26年度美祢市水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。地方公営企業法施行令第17条の2第2号の規定によりまして、従来の資金計画書に換えて、キャッシュフロー計算書をつけることになりました。キャッシュフロー計算書の作成方法としましては、積み上げ式の直接法と、このページのように間接法がありますが、減価償却費など現金を伴わない内部留保資金の状態が明示されるため、間接法を採用をいたしました。キャッシュフローの区分については、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針というのがございまして、その第10章の区分に従って作成しております。

37ページ一番下のブロックをご覧ください、下から3行目でございます。キャッシュフローによる1年間の資金の増加額は453万6,000円でございます。一番下の行にございますが、資金期末残高は4億7,733万9,000円でございます。この残高が貸借対照表の現金に一致しております。貸借対照表は41ページにございますので御確認くださいませ。ページ中ほど2流動資産(1)現金・預金が4億7,733万9,000円になっております。

次に、平成26年度の美祢市水道事業予定貸借対照表について、少し御説明をしたいと思っております。まず、資産の部でございます。資産は固定資産が移行のための計算外によりまして、減価償却が3億3,000万円ほど進んでおります。流動資産と合わせまして、資産の合計は提示した4分の1ほどのところの一番右の列に記入してございますが、73億2,937万5,000円でございます。リース資産について新基準では貸借対照表に上げることになっておりますが、美祢市水道事業は、地方公営企業法第2条第1項及び施行令第8条の2の規定によりまして、管理者を置かなくて良い企業になっておりますので、中小規模事業者の特例により所有権移転外リースについては従来どおりの貸借契約で処理をすることができるので、そうしております。所有権移転リースがございませんので、貸借対照表の資産の部は従来どおり固定資産と流動資産の二つでございます。

次に、負債の部でございます。3固定負債には新基準により、企業債が入っております。平成28年度から償還する企業債が24億7,287万1,000円でございます。この貸借対照表は、26年度末の予定貸借でございますので、これから1年経過してから、先の予定でございます。では42ページに進まれてください。

3行目、修繕引当金と合計の固定負債が上から3行目でございますが、24億8,102万4,000円でございます。

次に4流動負債でございます。(1)企業債が、新勘定科目でございます。企業債のうち、平成27年度に償還するものが2億1,604万円あるということでございます。

次に、5繰延収益でございます。御説明しましたように、新基準で新設されたものでございます。補助金などを長期前受金として掲示いたしますが、補助金等をいくらもらって、いくら収益金にしたかということ、表わしています。平成26年度末には、これから収益にする補助金等の残が、下から2行目でございますが、28億254万4,000円あるということでございます。また、負債に整備されておりますが、従前では資本剰余金に整備されておまして、性質的には将来的に資金流出がなく資本の性質を持つというものでございます。一番下の行でございます。負債の合計が55億3,784万6,000円でございます。

次ページに進まれました、資本の部の御説明をいたします。6資本金は従来と同じでございます。7剰余金(1)資本剰余金に残っておりますのは、繰延収益としての性質を持たず資本の造成に既に当てられたものでございます。1,810万1,000円でございます。

次に(2)利益剰余金でございますが、ハの当年度未処分利益剰余金が10億2,667万7,000円でございます。御説明いたしましたように、補助金等や減価償却分計算外の結果でございますが、一番下の行でございますが、負債資本の合計が、73億2,937万5,000円でございます。以上でございますが、セグメントの表示について少し御説明をいたします。この予算書にはないんですが、今回の改正の一項目でありますので、少し説明をしたいと思います。新会計基準では、施行規則の第40条の規定によりまして、セグメント表示をすることになっております。セグメントというのは、切り口という意味でございますが、事業単位に分けて経営状態を開示するものでございますが、美祢市水道事業につきましては、導入しないことにしております。理由を申し上げますと、支払消費税を上水が負担していることや上水及び各簡水内で、職員を融通して、共同して作業にあたることが多く、切り分けが困難であること、システムの改修費用がかかること、事務量がかなりふえることなどございますが、水道事業の目的は一つ給水でございます。

て、どこの地区が不採算、どこの地区が支えているかを、明示しましても給水人口などの要件に関わらず、市内一つの事業であることからバランスを取らなければいけないことや、先ほど申し上げましたように、平成29年から上水に統合されますことを考え合わせ、美祢市水道事業では、セグメント区分をすることにメリットはないと考えまして、区分はしないことにいたしました。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 新会計基準の中でセグメント表示について、今言われたんですが、結局、水道会計はやらないという結論なんですか。将来的にも。それが1点目。

それからもうひとつ、退職給与引当金は、今の注書きを見ますと。職員の退職手当は一般会計がその全部を負担することになっているため、退職給与引当金は計上していないと、こう書いてあるんですね。適正な原価計算、コスト計算する場合に、本当に必要ないんでしょうかね。その辺の根拠、何で一般会計からなのか。

病院は、医師、看護師さん等の専門職は、それなりに今回どんと挙げておりますが、例えば経営管理課の分なんかは一般会計から出すよと言われても、多少納得できるんですが、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 竹岡委員の御質問のお答えいたします。セグメント表示でございますが、将来的には上水道1本に統合されるわけでございますけれども、セグメント表示をすることで、ひとつの事業としての、バランスを取ってやっていかなければならないと思っておりますが、そのバランスを取ることに對して、疎外の要因になることも考えられますので、将来にわたって、現在のところセグメントの表示はしないことにしております。

退職給与の引当金でございますが、先ほどおっしゃいましたように、病院については医療職の退職給与を引き当てております。一般の職員については、美祢市で採用しております事務の職員については、退職給与を引き当てていないことから、病院との均衡を取るために、一般の職員については退職給与を引き当てないということに致します。退職給与を引き当てますと、原価計算に入らないと言われてきたけれども、現在は退職給与については、原価計算に入れないように考えております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 例えば、水道事業そのものが、先ほど課長が言われたように、水道事業の中にも美祢、それから美祢の上水、それから秋芳町、美東町、それぞれの簡水があるわけです。ほとんど損益計算書も区分されているんです。資本的投資も、例えば美東の何々、美祢の何々というふうに全部摘要欄に書かれてるんで、全体で考えんやいけないとは言いながら、新しい基準はそれぞれの部門、あるいはそれぞれの事業がどこがどうなって助け合っているか、例えば不足しているとか、そういう意味でわかりやすく表示するために、セグメント表示をわざわざしてるにも関わらず、将来的にもしないという答弁なんで、ちょっといかがなものかなあと。それは、私はすべきだと思うんです。

それから、退職給与引当金も一般会計から全額みるという理屈がちょっと、いまいちわからないんですがね。

それからもうひとつ、注記がなぜ25年度の貸借対照表の裏なのかもわからないんです。本来なら26年度の計画書の、予定貸借対照表の注記であろうと思うんです。

その辺もちょっと後答弁いただいたらと思うんですが。

○委員長（河本芳久君） はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。セグメント表示を将来にわたりやらないというふうに、今のところはしておりますけれども、セグメントを表記するに当たり、今までの事務上のことを申し上げますと、今までの現金などをみんな分解して、どこにどの現金が付いているか、そこまで遡ったり、支出に関しまして、1枚の伝票で切るところを4つの区分に分けて切らなければいけないなど、事務が大変煩雑になってまいりまして、今の職員の人数では、対応ができないのではないかと懸念をしております。

また、セグメントによって収支だけではなく、全体が明確になる性質のものでございますけれども、その全体の今から事業計画、財政計画を立てるに当たりまして、どこを一番最初にやらなければいけない、事業を更新しなければいけないのか、その優先順位がまだついておりませんし、今それを話し合っている途中でございます。優先順位とセグメントの結果が、必ずしも一致するとは限らないというこ

とになります。

ということで、セグメントの表示は現在のところしないように考えております。

次に退職給与の引当金でございますけれども、退職給与を引き当てるにつれて、確かに原価計算に入れなければいけないと、そのような性質のものであると思いますけれども、市立病院の方で職員については退職給与を引き当てていないこととの均衡がありまして、同じ主事で採用しておりますので、その均衡を取ることで、それと、退職給与引当金というのは、かなり金額が長年積もれば、1年にすれば大きくはないんですけれども、うちの規模では有収水量が年間に290万程度でございますので、原価計算にかなり跳ね返ると、そのように考えまして、そちらも危惧しておりまして、のけました。

それと後1点ですが、注記が一番後ろにあるということでございます。おっしゃるように平成26年の貸借対照表の注記でございますので、間に持って行くのが自然かと、そのように思われますが、今回のこの作成に当たり、一応注記が一番後ろに持って行くのが主流であるという情報がありましたので、後ろに持ってまいりますけれども、おっしゃるように平成26年度の注記は平成26年度の後ろに入れるのが道理ではないかと、今改めて思ったものでございます。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 今のセグメント表示なんですけれども、言われることはわかるんです。事務が煩雑になってっていうのはわかるんですけれども、今の計画からすると、今後何年かにわたって、秋芳町、美東町の軟水化の増設を含めてやられると思うんですよ。その時のコスト計算を考えると、秋芳町、美東町の簡易水道ですね。明確にどれだけの費用がかかって、どれだけの料金体系で持っていくかということを考える上で、料金の統一を考える上で、セグメント表示をしておかないと、どこにどういった料金の負担割合を持って行くかということが、なかなか見えてこないと思う。議論の台上に上がってこない。どういう振り分けをしていくか。美祢の上水道、簡易水道と秋芳、美東と。たぶん、コストがかなり変わってくると思うんですよ。その辺のお考えは、どういうふうを考えられているか、料金の統一にかけてです。

○委員長（河本芳久君） はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 西岡委員の御質問にお答えいたします。美東、秋芳の硬度低減化事業に係わる、費用を原価計算に入れた負担割合という御意見でございましたけれども、今美祢市水道事業では、料金を統一するっていう方向に向かって進んでおります。料金を統一するというのは、今考えている状態では、硬度低減化料金、それを含まない形でのまず原価計算をし、それに硬度低減化料金を上乘せしたいと思っております。

同一事業で同一料金という考え方が、基本でありますので、料金を統一する際には、市内すべて同一の料金体系として、負担の割合はセグメントに書いてみれば、この事業の負担をこの事業が補っていると。そういうようなことが分かるようになるかと思っておりますけれども、ひとつの事業としてバランスを取るということで、表示はしないように考えております。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 言われることわかるんですけども、今後水道を統一していく上で、表示しなくてもいいってわかるんですけども、秋芳町、美東町は今は料金が高いわけですね、美祢市より。今後、コスト当然かけますので、また上がってくると思うんですよ。単体で見れば。その中で、美祢市全体を含めて標準化していこうということで、美祢市の今料金が、普通で考えれば上がってくるんじゃないかなろうかというような気がしておりますけれども、その上がる前提が、例えば、秋芳、美東にこれだけコストがかかったと。市全体で今から水道事業を考えるので、市民の皆さんに負担をお願いするにあたって、こういう条件なんですよっていうことがわかる、表示をしないとわかるんじゃないかなろうかと思うんですけど。

今一気にごちゃませというか、全部を見えない形にしてしまうと、そのコストがどれだけ上がっていったということが見えなくなるんじゃないかなっていう懸念もあるんですけど、その辺は大丈夫なんですかね。

○委員長（河本芳久君） はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 西岡委員の御質問にお答えいたします。コストの明確化の問題でございますが、セグメント表示はしていないんですけども、今の予算書の4条のところをご覧になるとわかると思うんですけども、支出のところは元金償還金がございます。元金償還金を返すに当たりまして、繰入金については繰入基準という規則がございまして、その繰入規則に満たない分

を、先ほど申し上げた補てん財源で補っているわけでございます。

それで、元金償還金が多ければ、その料金の如何に関わらず、補てん財源から元金償還金に資金を持っていっているということございまして、収益的収支の収入と支出だけで、全体の料金が高すぎる、安すぎるというのが決まるわけではないということでございます。

水道料金算定要綱によりましても、元金の支出が太い場合は、元金に対する償還金を水道料金として算定するのもやむを得ないという表現がございますので、水の売り上げに対する収入、かかる費用に対する支出、それだけで料金を計算するのではなくて、全体的なこれからの施設の更新、元金の償還、資本維持のことを考えまして、料金を考えないといけませんので、どこの地区をどこの地区が負担していると。わかることはわかるんですけども、あんまりそのように区別はしたくないと、そのように考えております。

○委員長（河本芳久君） 他に質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 課長、とうとうしたくないまで言われたから言いようがないけど、本来今回の会計の変わったのは、さっきも申しあげたように、財政状況がよりはっきり分かるようにしようと。企業会計にできるだけ近寄ろうということなんですよね。

総務省が出している、これは水道会計のひな型なんですけど、確かに退職給与引当金も、病院の場合はすごく影響が大きいという予測がしてあるんです。ですが、水道事業はせんでもええとは書いてないんです。一般会計が負担すべき分を控除して計上しなさいって書いてあるんですけど、やっぱり将来やらないということですか、それも。

○委員長（河本芳久君） 回答できますか。はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 竹岡委員の御質問にお答えいたします。現在のところ、今回の新会計基準に当たりまして、一般会計との間で調整ができた場合、決まりごとができた場合には、一般会計の方で負担してもかまわないというふうに理解をしております。

平成25年度の3月議会で引当金を崩した時に、一応その御説明はしたと思えますけれども、一般会計の方で負担するという調整ができておりますので、現在はそうしております。現在のところすぐに退職される人っていうのはおりませんので、

またいろんな状況を考え合わせながら検討していきたいと思います。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第17号平成26年度美祢市水道事業会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第17号は原案どおり可決されました。

ちょっとお諮りいたしますが、まだ5件ほど残っております。これを続行することとは、かなり時間が必要と思いますので、一応本日の午前中の審議はこれで終わります。午後1時より再開したいと思います。どうかよろしく願います。

午前11時45分休憩

午後 0時58分再開

○委員長（河本芳久君） それでは午前に引き続きまして、議案の審議をはじめたいと思います。議案第18号平成26年度美祢市病院等事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。なお、説明にあたっては、要点を押さえ簡潔に一つお願いしたいといたします。それでは、はい、千々松経営管理課長。

○病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） それでは、議案第18号平成26年度美祢市病院等事業会計予算案について、御説明させていただきます。

白い背表紙の予算書と病院等事業といたしまして、美祢市立病院、美東病院、グリーンヒル美祢、訪問看護ステーションの4施設の運営を行っておりますことから、同じく白い背表紙の概要説明資料を用いて説明させていただきたいと思えます。平成26年度の予算につきましては、地方公営企業法等の改正に伴い、新しい地方公営企業会計基準に基づき予算の編成を行っております。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。最初に予算第2条に規定する、平成26年度の業務の予定量について、御説明申し上げます。(3)一日平均患者利用者数の項目をご覧ください。まず、美祢市立病院ですが、入院患者数を1日平均で130.5人、外来患者数は各診療科、透析合わせまして1日平均で204.8人、続いて美祢市立美東病院ですが、入院患者数を1日平均で93人、外来患者数は1日平均で142人、次に、グリーンヒル美祢についてですが、入所者数を1日平均で65.5人、短期入所者数は3.5人、また通所者数を21人、次に、訪問看護ステーションについてですが、訪問者数を1日平均で20.5人と見込んでおります。

次に、予算第3条及び第4条に規定する、収入及び支出の予定額について、御説明いたします。まず、収益的収入及び支出について、施設ごとに御説明いたします。資料といたしましては、別冊の概要説明資料でございまして、資料の2ページをお開き願います。まず、美祢市立病院につきましては、病院事業収益の当初予算額は、23億5,063万6,000円を計上しております。これは、前年度の当初予算と比較しますと1億7,331万5,000円の増であります。一方、病院事業費用は27億7,574万4,000円で、前年度当初予算と比較して、6億675万2,000円の増です。

続きまして、美東病院について、病院事業収益は、15億5,302万9,000円で、前年度当初予算と比較して、7,258万1,000円の増であります。一方、病院事業費用は17億1,406万5,000円で、前年度当初予算と比較して、2億3,425万8,000円の増となっております。

続きまして、グリーンヒル美祢について、介護老人保健施設事業収益は、3億8,829万円で、前年度当初予算と比較して、2,379万4,000円の増です。一方、介護老人保健施設事業費用は4億9,532万4,000円で、前年度当初予算と比較して、1億3,236万2,000円の増となっております。

続きまして、訪問看護ステーションにつきましては、訪問看護事業収益は、4,551万円で、前年度当初予算と比較して、539万5,000円の増であります。一方、訪問看護事業費用につきましては5,176万9,000円で、前年度当初予算と比較して、1,661万3,000円の増となっております。

以上の結果、収益的収支につきましては、収入総額を43億1,555万4,0

00円、支出の総額を50億1,499万1,000円といたしております。

続きまして、資本的収支について施設ごとに、御説明いたします。資料は3ページになります。まず、収入について御説明します。美祢市立病院が1億1,831万円、美東病院が1億4,424万3,000円、介護老人保健施設が3,300万円を計上いたしております。

続いて、支出について御説明します。市立病院が1億9,764万5,000円、美東病院が1億9,851万4,000円、介護老人保健施設が3,074万円を計上しています。

以上の結果、収入総額を2億9,555万3,000円、支出の総額を4億2,689万9,000円とし、収入額が支出額に対し不足する額1億3,134万6,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度損益勘定留保資金で補填するものであります。

続きまして、以上の収支予定額に基づき作成した財務資料について御説明いたします。資料は、同じく、この10ページ、11ページになります。平成26年度末の予定損益計算書になります。11ページの下から5行目ですが、会計制度の見直しに伴い、退職給付引当金等を特別損失として、9億2,345万4,000円計上したため、当年度純損失7億32万9,000円を見込んでおります。

また、補助金等により取得した固定資産の償却制度が見直されたことに伴う移行処理として資本剰余金から利益剰余金への振替額をその他未処分利益剰余金変動額として、21億5,016万9,000円を計上いたしております。

この結果、当年度未処理欠損金は1億682万1,000円と見込んでおります。次に予算書のほうにお戻りいただきまして、18ページ、19ページをお開き願います。美祢市病院等事業会計全体の平成26年度末の予定貸借対照表を作成いたしております。18ページになりますが、資産につきましては、70億4,225万8,000円を計上いたしております。

次に、19ページになりますが、負債を63億459万5,000円、資本を7億3,766万3,000円計上いたしております。なお、企業債の残高につきましては、固定負債と流動負債の企業債の合計になります。合計37億5,264万7,000円を計上いたしております。以上で議案第18号の説明を終えたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 院内保育園をつくってほしいという要望もありますけれど、何か検討するとか昨年の時ありましたが、その後予定としてはどうなのでしょう、お尋ねします。

○委員長（河本芳久君） はい、千々松経営管理課長。

○病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 三好委員の御質問にお答えいたします。院内保育につきましては主に看護師不足の中で人材確保するために必要な施策として、提案っていいですか、そういった御意見があるのも承知いたしております。ただ、その中でいろいろ看護師中心にお話を聞きますと、それほどのつくってくださいというような強い声っていうのは、そこまでのところはないというふうには考えておるところではありますが、病院事業として院内保育をもつことと、市全体としての福祉行政、保育行政というのがあると思いますが、それとの調和を図りながら人材確保の重要度も加味し、引き続き検討してまいりたいというふうを考えております。

○委員長（河本芳久君） その他、質疑はございませんですか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと教えてほしいんですが、今期、特別損失。退職給与の分ですよね。9億2,345万4,000円って書いてあるんですが、これが全部退職給与に匹敵するものか。引当金に。予定貸借対照表のほうからするとですね、ちょっと数字が——25年度末の退職給与引当金プラス8億なんぼのような気がするんですね。それが一点と。

それから、もう一つキャッシュフローとですね、今までは資金計画であった。まあキャッシュフローはきちんとされてるからいいんですが、補てん財源の計算をするときですね、このままストレートに7億円ぐらいの損が計上されておりますよね。したがって、25年度は11億3,000万からあった補てん財源が27年度はいきなりもう4億5,000万と。すとーんと。まあ、早う言やあ退職給与分の8億なんぼぐらいがちょっと違ってくるんですね。それから、補てん財源の計算の仕方がこれでいいのかということと、先ほどのちょっと退職金のあれが——説明では9億なんぼ計上したとおっしゃったんですが、予定貸借対照表からすると8億なんぼ。やから退職者があっても引かれてるのかどうか、そのへんちょっと判

りませんが、ちょっと教えていただきたいなあと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、千々松経営管理課長。

○病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 竹岡委員の御質問にお答えします。まず特別損失の9億2,345万4,000円の内訳でございますけれども、説明の中では退職給付引当金等と、言ってしまったんですけれども、細かく申し上げますと退職給付引当金はおっしゃられますとおり8億558万円で、その他に賞与と法定福利費の引当金というものを計上いたしております。賞与の引当金として、約1億、法定福利として約1,700万計上いたしております。これは、会計制度移行に伴いまして、本来、平成25年度の負担に属するべき賞与あるいは法定福利費の金額といったことになります。

それから、補てん財源の問題ですけれども、確かに減っております。総務省に対する質疑応答がありまして、その中でも退職給付引当金が補てん財源として使用できるかというのは質問も為されておるんですけれども、本来退職給付引当金といったものは、その目的に沿って引き当てるものだから、まあ、いけないとは書いてないんですけども、まあそれは、本来それで補てんするのはよくないというふうに今考えております。引当金として持つておかなければならないと。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） そうしますとね、極論を申し上げて大変失礼ですが、この26年度、この計算方式でやりますと4億5,000万、しかしキャッシュフローからすると十数億あると。極端に何か資本的支出、投資をした場合ですね、今後補てん財源でいくらやりましたって表現できんようになるでしょ。それどねえなるんですかね。（発言する者あり）

○委員長（河本芳久君） はい、千々松経営管理課長。

○病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 補てん財源というものは、4条予算の現金の不足額を埋めるものとしてあるものでありますので、投資をした際に4条のキャッシュが足らなくなった場合に、それを埋めるものがなくなった場合は、例えば今までまだ残っております——資本剰余金が残っております。それを、議会の御議決を得て利益に振り替えるといったことも可能でもあると思いますし、本当にキャッシュが足りなくなった時には、先ほどは退職給付引当金は補てん

財源として使うべきではないというふうにも申し上げましたが、そういった事も検討しなければいけないことがあるかもしれないと考えております。

○委員長（河本芳久君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） まあ、何が言いたいかという、キャッシュフロー計算書はぴたっと現金残高に、まあ整合してるわけですが、補てん財源も過去から見ればほぼ比例してくるわけですね。ですが、今回その特別、期間外損失をぱーんと計上したために何億という赤字が出た。それを補てん財源計算書にそのまま7億載せてある。で、当然それから減価償却だとか減耗損とかいうのは差し引いていく。そのときに退職金の引当金は引かなくてもいいんかという質問なんですね。早う言やあ。あと、補てん財源のつじつまがだんだん合わんようになってくるわけですね。今はちょっと答弁の中にもあったけど、何か大きな投資をして資本的支出を補うためには、現金はあっても、今までのように補てん財源と消費税のあれから補てんしましたとかいうのが使えんようになるわけいね。補てん財源がないわけですから。だけど現実には現預金が10億以上あると。ほんとに金がないなら金を借りてまで投資をするという表現になろうと思うんですが、そのへんのちょっと整合性がよく解らないんで、ちょっとお尋ねをしたんですが、まだきちっとした回答が出てないわけですか、この新会計のほうでは。

○委員長（河本芳久君） はい、千々松経営管理課長。

○病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 今、補てん財源の多くは減価償却費といった現金支出を伴わないもの。あるいは補てん財源として今まで積み重ねてきたといいますか、積み上げてきたものが補てん財源としてございます。で、退職給付引当金を一括計上したことによりまして、この一括計上によって、費用化はしているんですけども、これは外部に出ていくお金ではなくて、退職給付引当金も病院事業局内部にとどまっていく現金であります。そういったことがありますので補てん財源が減りはしますが現金預金が残っているっていうような状況であります。

その退職給付引当金を補てん財源として使うべきかどうかというのは、先ほど少し申し上げましたが総務省の見解では、本来退職給付引当金は目的があって引き当てるべきものであるから、補てん財源として使うのはどうかとも考えるが、それは、最後は自治体の一個体の判断に委ねるといような回答がされております。

(発言する者あり) 国の総務省のほうからもその補てん財源計算書に具体的に入れる入れないというようなどころまでの詳細の指示っていいですか、——は、出されておられません。

○委員長(河本芳久君) はい、どうぞ竹岡委員。

○委員(竹岡昌治君) 実を言うとですね、そのキャッシュフローとこの補てん財源計算書が退職給付引当金っていうか、まあ賞与も入ってましたけど、一応現金が出てない金額を引きますと、まあ現金に近づいてくるわけですが、確かに言われるように総務省は補てん財源計算書については何も触れてないんです。調べてみたけど、触れてなかったんです。それで、通達か何かでそのへんが来てるかなあと思ってお聞きしたんですが、おそらく、まだこのへんについての議論は深まってないんだろうなあと。で、もし分かればということでお尋ねしたんで、まだそういうところまできてないというならちょっと質問はやめます。

○委員長(河本芳久君) 回答はいいですか。それでは、ほかの質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河本芳久君) それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河本芳久君) それでは、これより議案第18号平成26年度美祢市病院等事業会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河本芳久君) 全員異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成26年度美祢市公共下水道事業会計予算を議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、三戸管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長(三戸昌子君) それでは、議案第19号平成26年度美祢市公共下水道事業会計予算の御説明を申し上げます。黄色い背表紙の予算書と背表紙がなくて申し訳ありませんが、薄い予算概要説明書がございますので、御用意ください。

それでは、新年度予算の概要を申し上げます。予算書1ページをお開きくださ

い。予算第2条業務の予定量でございますが、下水道使用戸数は3,806戸、年間総処理水量は108万4,000立方メートルを予定しております。

それでは、3条収益的収入及び支出を御説明いたします。収益的収入の予定額でございますが、下水道事業収益は8億1,905万4,000円でございます。内訳は営業収益が1億6,517万8,000円、営業外収益は6億5,387万6,000円でございます。

収益的支出でございますが、下水道事業費用は6億4,561万7,000円、内訳は、営業費用を5億3,565万7,000円、営業外費用を1億379万7,000円としております。

次に、4条資本的収入及び支出の御説明を申し上げます。予算書2ページにお進みください。資本的収入は、企業債、補助金、他会計補助金、受益者負担金等を合わせまして、総額3億7,945万8,000円を予定をしております。

資本的支出は、合計5億5,265万2,000円、主な内訳は建設改良費1億4,414万4,000円、企業債償還金は4億750万8,000円でございます。この予定額の収支差引額不足額の補てん財源でございますが、1行目にお戻りください。かっこ書きの部分でございます。（資本的収入が資本的支出額に不足する額1億7,319万4,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額不足額757万円は過年度分損益勘定留保資金6,331万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金1,473万7,000円及び当年度利益剰余金処分額1億271万2,000円で補てんするものとする。）としております。

次ページ、3ページをお開きください。一番下の第11条をご覧ください。利益剰余金の処分の条を設けております。当年度利益剰余金処分額を1億271万2,000円としております。利益剰余金処分は議決事項でございますが、平成26年度に建設改良費の財源として使わなければならないため、第11条において予算措置するものでございます。

それでは、5ページに進まれて予算実施計画書をお開きください。収入でございます。1項営業収益は1億6,517万8,000円でございます。主なものは、下水道使用料1億5,857万9,000円を計上してございます。有収水量は97万5,573万3,000立方メートルを見込んでおりますが、昨年比べ1,138万4,000円の増額でございます。この予算は、平成25年度の決算見込

みに基づいて、予定量を出しているものでございますが、消費税率の引き上げに伴い、金額がふえているものでございます。

次に、2項営業外収益の欄をご覧ください。2目長期前受金戻入はこの度の会計基準の改正により新設されましたが、3億7,247万1,000円でございます。

次に、下の支出をご覧ください。支出は営業費用5億3,565万7,000円のうち、1目管渠費は前年度と同額の1,500万円でございます。2目処理場費は9,201万2,000円でございます。

次のページにお進みください。3目総係費は4,143万7,000円でございます。今年度特記すべき委託料としましては、一枚おめくりくださいませ、上から3分の1当たりでございますが、委託料の節の一番下の行をご覧ください。於福地区汚水処理概略調査計画業務に108万7,000円ほど計上をしております。

次に、4目減価償却費でございますが、3億8,220万8,000円を予定しております。2億870万円の増額でございますが、会計基準の改正によるものでございまして、会計基準の変更による増額は2億1,053万9,000円になります。

では、13ページをお開きください。資本的収入支出の主なものを申し上げます。収入でございますが、企業債を7,250万円、国庫補助金を5,960万円予定しておりますが、これらは、下村準幹線布設工事、処理場等長寿命化計画に基づく美祢市浄化センター改築更新に係るものでございます。

3項にまいりまして、他会計補助金は2億4,446万8,000円でございます。下の表をご覧ください。支出を御説明いたします。建設改良費は14ページの中ほどでございますが、委託料に処理場等長寿命化計画に基づき美祢市浄化センター改築更新業務委託料を9,930万円計上しております。これは具体的には、沈砂池の更新、重力濃縮設備の更新を予定をしております。その下の工事請負費に下村準幹線管渠布設工事、重安地区枝線管渠布設工事等で4,380万円を計上しております。

次に、資本的支出、2項企業債償還金でございますが、下から2番目の欄でございます。4億750万8,000円で昨年と比べ1,680万7,000円の減額でございます。

それでは、予定損益を御説明いたしますので予算概要説明資料2ページをお開きください。平成26年度の予定損益計算書でございます。当年度純利益は2ページの下から4行目でございます。予算から計算いたしますと、当年度純利益は1億8,100万7,000円になります。これを、旧基準で計算しますと2,153万7,000円でございます。その下の行でございますが、前年度繰越利益剰余金が昨年どおりで、旧基準どおりで、5,093万7,000円でございます。その下が本年限りの項目でございますが、その他未処分利益剰余金変動額が10億3,129万6,000円でございます。これらを合わせますと当年度未処分利益剰余金は12億6,324万円になる予定でございます。

では予算書の15ページにお戻りくださいませ。キャッシュフロー計算書でございます。下水道事業についても水道事業と同じく間接法を採用をしております。15ページの一番下の行でございますが、キャッシュフローの結果、基金の期末残高は、3億355万3,000円になります。貸借対照表の現金と同じでございます。21ページにお進みください。貸借対照表の御説明をいたします。下水道事業の貸借対照表は、移行処理を受けまして、貸借とも約12億円ほど小さくなっております。減価償却が12億円進んだということでございます。21ページ一番下の行でございますが、固定資産と流動資産の合計、資産合計が127億9,286万1,000円となっております。リース会計につきましては、下水道事業は地方公営企業法第2条第1項に規定する法定7事業ではございませんので、該当はありませんので、従来どおり貸借契約で対処いたします。所有権移転リースはありません。

次ページ、22ページにお進みください。3番固定負債に企業債が新しく上がっております。平成28年度以降支払う企業債が28億1,619万円でございます。固定負債の計が引当金と合わせまして、28億5,094万1,000円でございます。

次の4流動負債でございます。平成27年度に支払う企業債償還金が3億8,832万1,000円でございます。ページ中ほどでございますが、流動負債合計が4億1,927万1,000円でございます。ページ下のほうが、繰延資産の項目でございますが、長期前受金のこれから先、収益に入る額は、下から2行目70億1,258万5,000円でございます。一番下に負債合計が102億8,279

万7,000円でございます。

次に、23ページになりまして、資本の部でございます。6番資本金は、従来と同じ8億3,592万1,000円でございます。7番剰余金でございますが、(1)資本剰余金は2億8,043万2,000円でございます。(2)利益剰余金のうち、当年度未処分利益剰余金が12億6,324万円ございまして、負債資本合わせますと127億9,286万1,000円でございます。以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第19号平成26年度美祢市公共下水道事業会計予算を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、大野総務課長。

○総務部総務課長（大野義昭君） それでは御説明を申し上げます。議案第31号は山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。議案書が31-1ページでございます。これは、平成26年3月31日をもって、周南地区食肉センター組合が解散することに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、山口県市町総合事務組合から当組合を脱退させるため規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） これより議案第31号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題いたします。執行部より説明を求めます。はい、佐々木企画政策課長。

○総合政策部企画政策課長（佐々木昭治君） それでは、議案書の32-1ページをご覧ください。議案第32号は美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、平成22年9月に策定しております美祢市過疎地域自立促進計画に一部変更が生じたので、同法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書32-2ページをお開き願います。このたびの変更は、五つの施策において新たに、秋吉台隧道整備事業、福祉医療助成事業、非構造部材耐震対策事業、学校施設耐震化事業、スクールバス運行事業、コミュニティセンター整備事業、市民会館空調設備整備事業、地区集会所建設補助事業の八つの事業を追加するものでございます。

なお、美祢市過疎地域自立促進計画に新たに事業を追加します理由は、本計画に基づいて行う事業については、財源として財政的に有利である過疎対策事業債を利用することができますことから、このたび平成26年度に新たに過疎対策事業債を利用しようと考えております事業を、計画に追加するものでございます。説明は以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねします。一番上の産業の振興が秋吉台上整備事業とあ

りますけど、これはどんな内容なのでしょうか。それまずお尋ねします。

○委員長（河本芳久君） はい、佐々木企画政策課長。

○総合政策部企画政策課長（佐々木昭治君） 平成26年度に予定しております事業は、秋吉台隧道トンネルの測量を予定しています。

○委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） その下の福祉医療助成事業とあるんですけど、過疎債っていうのはハードでもソフトでもいいんでしょうか。ハードばかりかと思ったんですけど。

○委員長（河本芳久君） はい、佐々木企画政策課長。

○総合政策部企画政策課長（佐々木昭治君） 三好委員の御質問にお答えします。先ほど三好委員よりお話がありましたように、福祉医療助成事業につきましては、重度心身障害医療助成事業、乳幼児医療助成事業、ひとり親家庭医療助成事業を含んでおりまして、これはソフト事業でございます。過疎のソフト事業ということでございます。（発言する者あり）

○委員長（河本芳久君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第32号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号桂岩辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の一部変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。はい、佐々木企画政策課長。

○総合政策部企画政策課長（佐々木昭治君） それでは、議案書の33-1ページをご覧ください。議案第33号は桂岩辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の一部変更についてであります。辺地に係る公共的施設の総合整備の

ための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、美祢市美東町桂坂岩波地域を対象として策定しております辺地総合整備計画書に一部変更が生じたので、同法第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書33-2ページをお開き願います。このたびの変更は、市道岡村正の田線の道路改良を行うことから、辺地総合整備計画書に市道岡村正の田線の道路改良を追加するものでございます。

なお、辺地総合整備計画に新たに事業を追加します理由は、本計画に基づいて実施する整備事業について、財源として財政的に有利である辺地対策事業債を利用することができますことから、このたび平成26年度に桂坂岩波地域において辺地対策事業債を利用して事業を実施しようと考えております事業を、計画に追加するものでございます。

また、先ほど議案第32号で申し上げました過疎対策事業債との財政上の大きな違いは、過疎対策事業債、辺地対策事業債ともに起債充当率、つまり事業費から国庫補助金などの特定財源を除いた地方負担分のうち地方債で充当してもよい割合は、同じく100%なのですが、算入率という、お金を返す際の金額のうち、地方交付税の普通交付税を算定する際に算出します基準財政需要額に加える率が、過疎対策事業債が70%であるのに対し、辺地対策事業債は80%であり、より財政的に有利であるというところです。説明は以上です。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、本案に対する御意見がないということで、これより議案第33号桂岩辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の一部変更についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって議案第33号は原案のと

おり可決されました。

以上もちまして、本会議で本委員会に付託されました議案14件につきまして、審査を全て終了いたしました。大変御心配をおかけいたしました。その他、委員の皆様から何かございませんか。御発言があれば。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 本委員会で確認もしくは相談したいことがありますので、提案したいんですが、その前にちょっと休憩を取っていただけませんかでしょうか。

○委員長（河本芳久君） よろしゅうございますか。それじゃあ、1時55分まで休憩をいたしたいと思います。

午後1時46分休憩

.....
午後1時55分再開

○委員長（河本芳久君） それでは時間になりましたので、その他の意見として、委員のほうからありましたらお願いします。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） この総務企業委員会に付託されました議案の審議が終了し、委員長より、その他の事項について、何か発言はないかとのことでございますので、一件だけ問題提起をさせていただきたいと、このように思います。

提案いたします問題の内容でございますが、この総務企業委員会が、去る2月19日に実施いたしました、島原市行政視察について、3月10日及び3月12日開催の予算委員会において、竹岡委員さんが予算審議に関連した問題であるということで、島原市行政視察時の御自分の旅費、日当1万9,300円を市に返還したい。このような意思表示をされました。この2日間の予算委員会のうち、3月10日の補正予算についての、質疑の冒頭での竹岡委員さんの発言の模様をMYTでご覧になった市民の皆さん複数の方から、竹岡委員さんが主張されたとおり、本当に公費を使ったいい加減な行政視察を行ったのですか。まあ、このような問い合わせの電話をいただきました。問い合わせの電話をいただいた方には、私なりの意見を申し述べましたが、そのほかにも同じような疑問を持たれた市民の方がいらっしゃるのではないだろうかあと考えるところでございます。

そこで、この問題を所管し、問題の当事者である、この総務企業委員会で事実関係をそれなりに整理をして、市民の皆様によくわかるようにこの問題をテレビの前で総括しておく。こういうことが市民の皆様への説明責任を果たすことになるん

ではなかろうかと、このように思いまして、委員長にはよろしくこの旨お取計らいをいただきたいと、このように思います。以上です。

○委員長（河本芳久君） 今、坪井委員のほうから、本委員会の行政視察に関わる事案で予算委員会で取り上げられ、当然この行政視察について、本委員会に投げ掛けられた問題であるから、ひとつ御意見を伺いたいということですが、この点については、一応御意見を各委員から伺うということによろしゅうございますか。

御意見を今、伺いたいということでしたが、まず最初に、これは総務企業委員会の中で、最初の疑義があるということで審議あれば別ですが、一応予算委員会でございましたので、私一応取りまとめる委員長ということで何ら申ししておりませんでしたから、ここで私の一応の立場を説明しておかないと誤解もあるかと思えます。

まず第一点の視察目的。これについては、ジオパークの特に島原半島における取り組み、島原市の取り組みについて、いかがいたすかということでみなさん方に、このメンバーで話し合ったところ、やはり今美祢市の取り組んでいる緊急の課題でもあり、ぜひとも取り組みの一端をひとつ視察して行こうじゃないかと。当然この委員会の所掌の業務でもあると。まあこういったことで、合意を得て、2月6日に総務企業委員会委員長名で各総務企業委員さんに視察実施の要項が配付されました。その、配付の中に2月、——日程は18日から19日。視察地及び視察地は、島原市と。そして、19日と。そして19日は、9時半から11時半までがジオパークに関わる取組状況を説明を受け、そして意見交換をし、そして拠点施設の役割や活動状況もひとつ午後は見学していこうと。こういったかたちの日程が組まれておりました。これは、そのように御案内を各委員にしております。なおかつ、行程表の中に18日は島原に行くまでにはどうしても一日行程ではとても行って帰れません。ましてや朝9時半からの行政説明の面にもやはり支障——対応することできないというので、出発日は18日にして、そして18日は目的地に行く行程であったと。ただし、せつかく行程の中で18日は古賀サービスエリア。ここは、ユニコンの経営しておられるところだから、今、道の駅についても、議会で政策討論会もやってきておりますので、この面についてもひとつ見学はしていったらどうだろうかという事務局の行政視察表の中に入れていただきました。ただし、これは

あくまでも我々のこの総務企業委員会の所掌の視察ではございません。そこで、一応取組状況を見学するというごことでございました。まあそういったことで、視察の目的なり、そして手段についても一応妥当な線で、成果をあげた研修ではなかったかと、こう受け止めておる。

ただし、18日の昼食時における、ビールを昼食時に飲んだ者が数名いると。事実それはありました。なおかつ次の行程の中でコンビニで少しジュース、缶ビール等の購入をして車内に持ち込んだ。これも事実だったと思います。

そういったことで、やはり視察目的そのものについては何らこの問題となるころはないけれども、誤解を受けたユニコンについては、これは説明が不十分であったところは委員相互のお互いの共通理解においてあったものだろうと受け止めておりますが、お酒については厳に——視察が午後からあるわけではないけれども、公費を使っての研修でございますから、やはり行く過程においても厳に慎んでいくことがやはり必要であろうと。こういったことは、先般の御指摘があったのちに各会派の代表者会議において、議長から今後の行政視察のあり方について、互いに確認し合う中で当然確認されたことであります。

まあそういったことで、一応誤解のないように視察の目的がどうであったかという、やはりジオパークの取組状況を視察し、そして意見を交換し、午後はその状況を現地を視察すると。そして、2時半まで十分視察をして、そして7時過ぎにこちらのほうに帰ってきているわけです。まあそういったことで、今旅費の返還云々ございましたけれども十分行政視察の目的は果たしてきたと。こういうことだけは申しておきたいと思います。これに対して、今坪井委員のほうの提案。そして一昨日ですか、また予算の初日におけるいろいろな竹岡委員の発言に対して、皆さん方のお考えがあれば聞かしていただきたいと。こういうことでございます。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） ほかの方の御意見がなければの話なんです、なければ私の意見をもう少し述べさせてもらえたらと思いますが、その前にほかの方の御意見があれば、それを優先させていただきたいと思います。

○委員長（河本芳久君） その前にどなたか御意見ございませんですか。なおかつ今の各会派代表者会議で議長からの議題として提案された事項については、私が申ししたことによろしいですかいね。何か中身が違っておれば。はい、秋山議長。

○議長（秋山哲朗君） 確かに先日、会派代表者会議の中で確認したといいますが、やはり公費を使っておるわけでありますので、今後の視察については、やはり節度ある行動をとっていかうじゃないかという確認はさせていただきました。

○委員長（河本芳久君） そういうこととございます。ほかに委員さんなければ坪井委員どうぞ。

○委員（坪井康男君） それでは、ほかの委員の皆様にはあまり御意見ないと。こういうこととございますので、続いて私の意見を述べさせていただきます。

まあ、ただいまの委員長報告並びに議長のお話ですね、大方の市民のみなさんは問題は若干あったけど、そんなにいい加減な視察ではなかったなあと、これは御理解いただけたと思います。だから、それ以上くどくど申し上げる必要はないかと思いますが、何せ私は、本会議場での予算委員会の席で二度にわたって名指しで、批判をされたという立場もございまして、それについて、できたら発言を撤回してほしいなあと竹岡委員さんに申し上げましたけれど、そんなことはないとおっしゃるものですから、やはり私なりの意見を述べさせていただきたいと。このように思います。それで、私はもう細々したことをどうこう言うつもりは全くありません。ただ、基本的な問題についてだけ一点ですね、指摘をさせていただきたいと、このように思っています。

本会議場の委員会の席上で竹岡委員さんはいろんなことをおっしゃっております。予算の審議に関連して言えば、御自身は、島原半島ジオパークの取り組みについて、まあこういうテーマでの行政視察に参加したけれど、御自分の意思で勝手に途中で辞退されたと。まあこういうことなんで、したがって、視察を全うされていないと。まあそういう意味で旅費日当相当分の1万9,300円を執行部に返納したいと。受け取ってほしいと。まあこういうことだろうと思います。これは、事実関係において、私の間違いはなかろうかと思えます。

実は私よくですね、いろんなところで首長さんが不祥事があってね、自分の給与を返納したいとかね、時々新聞とかに出ます。ところが、そう言われても実はこれ返してもらっても受け取りようがないです。なぜならば、選挙で選ばれた人はそういう公式に——正式な手続きをとって、支出された経費については、返すとすればそれは寄附行為に当たるということとですね、その執行部は受け取れないと。こういうことのようにですが、今回の分は普通報道されているそういうケースとは若干

違うかとも思いますけれども、私、昨日ですね公職選挙法——ありまして、第199条の2っていうのがあります。これは、公職の候補者等の寄附の禁止。まあこういう条項でございます。市議会議員の寄附行為はですね、かなり幅広く禁止されております。私も不勉強であり勉強してなかったんですが、きのうゆっくり勉強しましてですね、初めてわかりました。ああこんなことまでだめなんだなあということがよくわかりました。

この条項の解説のところですね、議員報酬の一部の辞退又は返納も寄附に該当するということも注意書きがしてありましてね、これは昭和50年11月20日の通達だと思いますが——ありましてね、こういう場合は寄附行為だから執行部が受け取ろうにも受け取れない。もし受け取ったとしたら、議員さんの寄附行為に加担したことになるんで、執行部絶対受け取れないと。こういうふうに私は受け止めました。

そこで、今回、この日当とか旅費とか交通費ですか。これがこの何といいますかね、公職選挙法で禁止されている、それは返すとすればその返還に当たるのか、そこは私には定かには解りません。条文と解説見ただけでは解りませんので、確定的なことは申し上げられませんけれど、果たしてこのような問題があるかもしれないねえということを竹岡委員さんがご存じのうえでね、あのような返還を求められたのかどうか、このへんもちょっと気になります。今この段階で断定的にこれは寄附行為に当たる当たらないっていうことは、どなたも言えないかもしれません。言える方がいたらちょっと教えてもらいたいんですが、まあそういうことでですね、疑問は残ります。おそらく執行部は受け取れないんだろうと思います。竹岡委員さんも御質問のときにね、どうするんだというようなこともお聞きになってましたんでね、それでどうしても私はね竹岡委員さん返したいと。あくまでも御主張なされるなら、提案でございます。

竹岡委員さん途中でお帰りになったんでね、自分の御意志でお帰りになったんで、私は実際に雲仙岳災害記念館に行ってびっくりしました。ほんとにあそこに行けばですね、全国のジオパーク認定。それから世界のジオパーク認定を受けてるところのことが、パンフレットとか何とか全部あるんですね。あそこ1カ所に行けばほかのところに行く必要ない。そのぐらいまで整ってるんですよ。だから、これは行ってみないと分からないと思います。行ってみないと。で、あそこがなぜ世界ジ

オパークネットワークに認定されているか。それは私、行って話を聞いて初めてわかりました。何とあそこのですね中核施設は、県の災害復興の記念館として県の予算であれ8億だったでしょうか——私の記憶では確か——それで造ったもの凄い中核施設なんですよ。

このときの説明の方がおっしゃてたようですがね、私これが一番気になりました。美祢市のジオパーク認定の申請は、あれは日本のネットワーク申請。そんな難しいことないと思いますよって。これは、豊後大野でも同じこと言ってました。あれなにもないのに自分たちは去年認定された。ところが美祢市さん見送りになった。ちょっと信じられないねっておっしゃたんですが、日本ジオパークネットワークの認定はそんなに美祢市の場合難しくない。しかし、世界のネットワークの認定ってことになると——こういうこと言ってました。その担当の方がね。自分のところもそうだったんだけど、火山活動によって、ああいう被害が起きた。世界中至る所にあるんですよって。だけど、そんなところがジオパークに世界の認定申請しても、これ簡単には認定されない。で、なんで島原だけが認定されたかという、たまたまこの災害復興の記念館ができて、その記念館の中で世界——あれは、火山活動なんか学会が開かれて、それで、これはやっぱり未来永劫残さなにかんあという御意見です、認定された。だから、日本ネットワークの認定を受けて、そんなに間がないときに世界のあれに認定された、こういうことでした。

さて、美祢市さんの場合は、例えば秋芳洞っていても、あるいはカルスト台地っていても、世界中至る所にありますよ。だから、日本のネットワーク認定は易しいけれども世界は大変じゃないでしょうかということをおっしゃってました。

このように実は私ほんとに申し訳ないんですが、昨年まではジオパークの事について、実はあんまり勉強してませんでした。申し訳ないと思います。その後さつき申し上げたように豊後大野とかいろんなどころ行ってきましたんで、もう今年です、一生懸命になって、みなさんの先頭に立って、頑張ろうと思ってます。

まあ、そういうことで、やっぱり竹岡委員さん、行かれたらどうでしょうか。私はいと思いますよ。そして、せつかくのあれですから、有効に1万9,300円をお使いになるとね、もの凄いいと思います。まあ、そういうことを提案させていただきます。以上で私の意見全部終わります。

○委員長（河本芳久君） ほかに御意見がなかったら、まあ一応所期の目的は今、坪井委員の述べられたとおり有意義な研修をし、これからの美祢市のジオパーク推進に議会としても積極的に関わって、そして世界ジオパーク認定ができるような、そういう協力体制をつくっていかなくちゃと。そういう思いを強くしたと。しかし今いろいろ課題ございました。そして、まあ旅費の返還等については、これはまだ課題もあることだし、執行部のほうで十分御検討いただきたいと。（発言する者あり）はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっとお答えしたいと思います。いま振られましたから。私はあのう、まあ黙っちゃけて言われたから黙っちゃったんやけど、振られたからですが、島原———3回行きました。で、日帰り。十分日帰りで行けるんですね、ひとは天草五橋へ行って、それから天草からフェリーで渡って行ったりですね、今度はこっち側から回ったり、有明が気になるんでまたそれも見に行ったりしながら行ってます。ですから、それはわかってるんです。

私が申し上げたいのは、18日———今あのう坪井委員さん、19日の視察はとおっしゃったんで、それは確かに私はみなさんよく勉強されてですね、私も何回か、今3回行きましたけど、大切なことだということはわかってるんです。私が申し上げたのは18日の問題を申し上げたんです。それも議長が受け取られて、会派代表者会議開かれて、今後の方針は少しでも気をつけようやというところまできたから、一応提案した意義はもうあったと思いますし、それから、旅費日当については、もう返しております。それは、どう処理されるかは私、知りません。はい。だからそれはまああのう、今おっしゃったのは報酬なんかはだめなんですね。ですが、未執行の費用ですから、十分受け取れると思いますんで、そのへんはまた執行部とのやり取りになろうと思います。はい、以上です。

○委員長（河本芳久君） それでは、簡潔にお願いします。はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今のようなお話になりますとですね、もう、じゃあ事務局長受け取ったんです。正式に受理されたんですか。ちょっと話が違うんじゃないかと思えますよ。

○委員長（河本芳久君） はい、石田議会事務局局長。

○議会事務局局長（石田淳司君） はい、10日の予算委員会のときも私から申し上げましたが、この度の旅費については、職員等の旅費に関する条例に基づき、旅費

金額は支給されているところでございます。この第5条にですね、旅費旅行命令に従わない旅行の規定があります。これに基づいて処理をしたいと思います。そのとき、10日にも申し上げましたけど、旅費が返納されるということが決まったのであればそれに適用した事務処理をさせていただきますと申し上げましたが、そのとおりでございます。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今のお話によりますとね、出張命令に従わない旅費日当を支出した場合は、それを取り消して受け取ると。こういうことですか。

○委員長（河本芳久君） はい、石田議会事務局局長。

○議会事務局局長（石田淳司君） 先ほど申し上げました、条例の第5条の規定については今、十分解釈を深めようと思っておりますので、今——なんて言いますか、誤ったことを申し上げてもいけませんので、そのあたりは今後十分に検討して、適切な対応をとりたいということを考えております。以上です。

○委員長（河本芳久君） はい、坪井委員。

○委員（坪井康男君） それじゃあ最後です。そういうことですから、今の段階ではまだ返納が正式に認められたということではないと私は認識いたしますので、ぜひ執行部におかれましても御検討をいただきたいというふうに思います。もうこれ以上申し上げません。以上です。

○委員長（河本芳久君） 他の委員から御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） なかったらこの件についてはこれで終わりたいと思います。

それでは、以上をもちまして総務企業委員会の審査を閉じます。御苦労さんでした。

午後2時22分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年3月14日

総務企業委員長

河本 秀久